平成２１年（フ）第５２６号
千葉県松戸市串崎新田72番地の57
債務者　坂田　ルミ
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５３４号
千葉県松戸市新松戸３丁目209番地ラフィーヌ高橋201号
債務者　高野　　浩
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５６１号
千葉県松戸市五香西２丁目20番地の12第２あかぎビル203号
債務者　加古　尚美
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５６４号
千葉県松戸市岩瀬157番地の１コープ野村松戸312号
債務者　芝原久利代
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５６６号
千葉県我孫子市湖北台７丁目19番81―506号
債務者　小嶋　真紀
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５６７号
千葉県鎌ケ谷市右京塚１番５―206号
債務者　上山　一三
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５６８号
千葉県鎌ケ谷市右京塚１番５―206号
債務者　上山　隆子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５７３号
千葉県流山市大字平方110番地の１―34
債務者　姉崎　圭子（旧姓野能）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７１号
石川県能美市泉台町中217番地　ピサリ泉台Ｄ・１号、従前の住所石川県能美市緑が丘９丁目22番地
債務者　越栄　　章
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第７２号
石川県能美市泉台町中217番地　ピサリ泉台Ｄ・１号、従前の住所石川県能美市緑が丘９丁目22番地
債務者　越栄　理絵
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２０年（フ）第６８号
奈良県吉野郡下市町大字栃本283番地
債務者　柿本　龍男
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第３７号
奈良県吉野郡下北山村大字上池原644番地
債務者　小野美恵子こと　小野美恵子（旧姓吹場）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第３９号
奈良県吉野郡吉野町大字宮滝262番地の２
債務者　梅谷　清嗣
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第４０号
奈良県吉野郡大淀町大字下渕812番地の１
債務者　泉谷　敏雄
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第７３号
福島県白河市中田240番地　雇用促進住宅中田宿舎１号棟201
債務者　小田嶋勝美
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第１０９４号
神戸市兵庫区兵庫町１丁目２番13号サンシャイン兵庫202号、従前の住所大阪府豊中市西泉丘３丁目１番８―203号
債務者　島田　俊春
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１３７号
神戸市北区筑紫が丘４丁目３番地の４、従前の住所神戸市北区緑町８丁目１番９―805号
債務者　鍋田　　誠
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部